

## 高齢者自立支援住宅改修【設備給付】のご案内

### ～ 要支援・要介護認定を受けている方 ～

このサービスは、身体機能の低下などにより既存の設備の使用が困難な方が利用できます。

#### ●対象者

練馬区内に住所がある65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方

#### ●対象となる改修内容および限度額

改修内容	限度額	負担額
<b>浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事</b> ※給湯設備のみの工事は対象となりません。 ※介護保険住宅改修と併用できます。	22万5,000円	2万5,000円
<b>便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事</b> ※介護保険住宅改修と併用できます。	9万5,400円	1万,600円
<b>流し、洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事</b> ※車いす利用等で立位困難な方のみ対象。	14万400円	1万5,600円
<b>玄関の拡張に伴う造作物の撤去工事</b> ※車いす利用の方のみ対象。	9万円	1万円
<b>昇降機(玄関・階段)、ホームエレベーターの設置およびこれに付帯して必要な工事</b> ※介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院および病院等を退所・退院された方(予定者含む)のみ対象。	90万円	10万円

- 例) ・浴槽が高い場合や浴槽内外のまたぎ高の差があって入浴しづらい場合に、それを解消するために浴室改修(浴槽交換含む)を行う場合
- ・車いすを使用したまま洗面台を利用できるよう取り替える場合
  - ・洋式便器を使用しているが、便器が低いため使用しづらく、便器を高いものに取り替える場合

## ●費用

### 改修にかかる費用の1割

※限度額を超えた費用は全額自己負担となります。

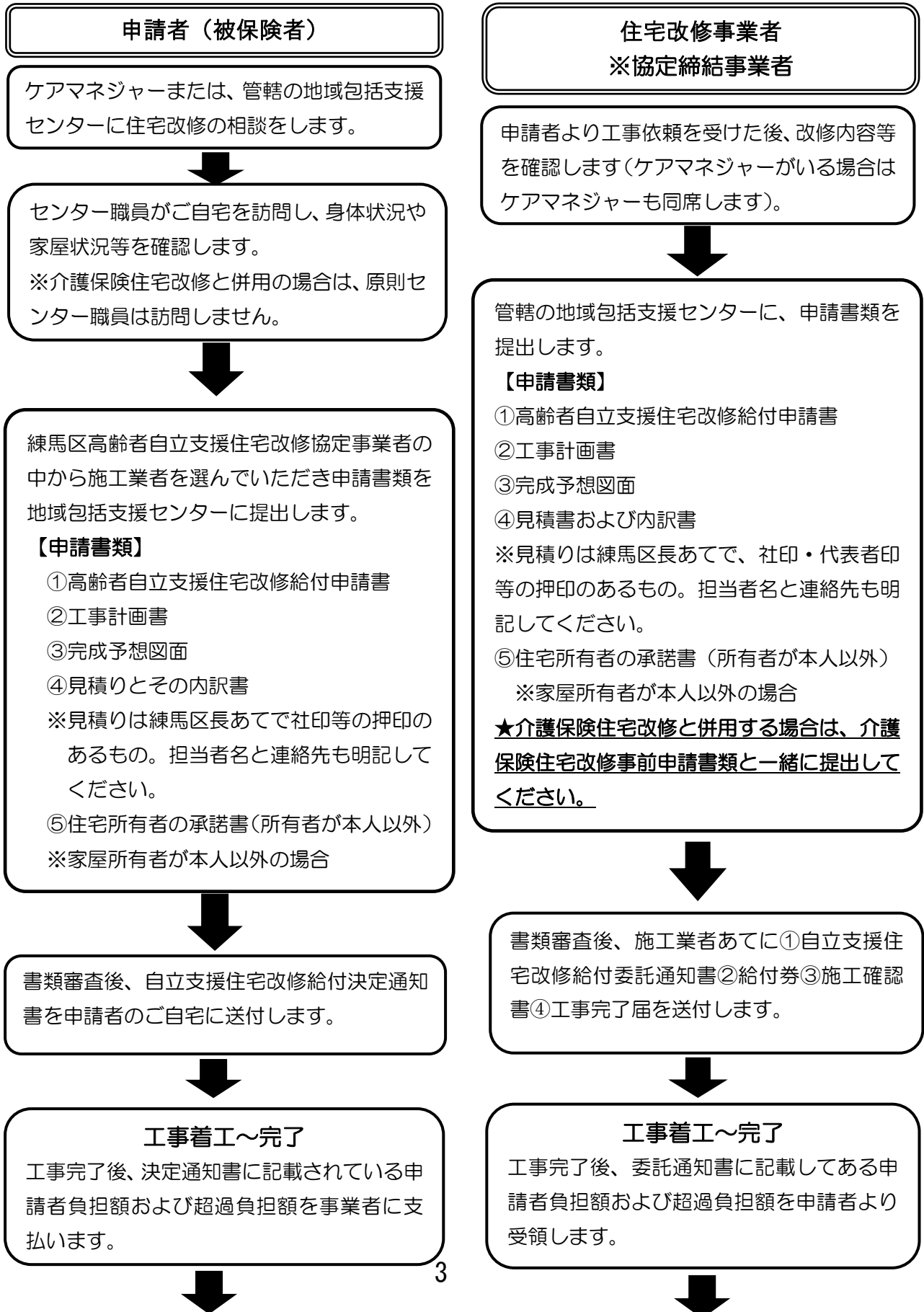
※生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方は、限度額内であれば費用負担はありません。


## ●注意事項

- 改修を行う前に申請が必要です。改修を行ってしまった場合は支給できません。
- 高齢者自立支援住宅改修の施工業者は、練馬区と協定を締結している事業者になります。協定締結事業者につきましては、各地域包括支援センター（7ページ参照）に協定事業者一覧がございますのでご確認ください。
- 老朽化のための工事は対象外です。
- 便利な機能を追加するため等、身体機能の低下に関わらない改修については対象外です。

## 自立支援住宅改修 お手続き方法(申請の流れ)


※昇降機・ホームエレベーターの設置工事については、5～6ページをご覧ください。






センター職員がご自宅を訪問し、工事が完了しているか、不具合がないか等確認します。

※介護保険住宅改修と併用の場合は、原則センター職員は訪問しません。




工事完了届出書類に署名、捺印をします。  
※給付金は施工業者に支払われます。



下記提出書類を介護保険課給付係に提出します。

【提出書類】

- ①自立支援住宅改修給付工事完了届
- ②自立支援住宅改修給付券
- ③請求書
- ④施工確認書



完了届等提出後、約 1 か月後に委託通知書に記載してある公費負担金額をお振込みします。

## 昇降機等設置のお手続き方法(申請の流れ)

### 申請者(被保険者)

ケアマネジャーまたは、管轄の地域包括支援センターに昇降機等設置の相談をします。

練馬区高齢者自立支援住宅改修協定事業者の中から施工業者を選んでいただき、申請書類を地域包括支援センターに提出します。

#### 【申請書類】

- ①高齢者自立支援住宅改修給付申請書
- ②工事計画書
- ③住宅所有者の承諾書  
※所有者が本人以外の場合
- ④完成予想図面(幅、寸法等がわかるもの)
- ⑤見積りとその内訳書  
※見積りは練馬区長あてで社印等の押印のあるもの。担当者名と連絡先も明記してください。
- ⑥施設、医療機関等を退所(退院)したことが確認できる書類

区職員等がご自宅を訪問し、設置箇所の確認等を行います。

ご自宅訪問および書類審査後、自立支援住宅改修給付決定通知書を申請者のご自宅に送付します。

### 住宅改修事業者 ※協定締結事業者

申請者より設置依頼を受けた後、改修内容等を確認します(ケアマネジャーがいる場合はケアマネジャーも同席します)。

管轄の地域包括支援センターに、申請書類を提出します。

#### 【申請書類】

- ①高齢者自立支援住宅改修給付申請書
- ②工事計画書
- ③住宅所有者の承諾書  
※所有者が本人以外の場合
- ④完成予想図面(幅、寸法等がわかるもの)
- ⑤見積書および内訳書  
※見積りは練馬区長あてで社印・代表者印等の押印のあるもの。担当者名と連絡先も明記してください。

書類審査後、施工業者あてに①自立支援住宅改修給付委託通知書②給付券③施工確認書④工事完了届を送付します。



**工事着工～完了**  
 工事完了後、決定通知書に記載されている申請者負担額および超過負担額を事業者に支払います。



**工事後の訪問調査**  
 区職員等がご自宅を訪問し、工事が完了しているか、不具合がないか等確認します。



工事完了届出書類に署名、捺印をします。  
 ※給付金は施工業者に支払われます。



**工事着工～完了**  
 工事完了後、委託通知書に記載してある申請者負担額および超過負担額を申請者より受領します。



下記提出書類を介護保険課給付係に提出します。  
**【提出書類】**  
 ①自立支援住宅改修給付工事完了届  
 ②自立支援住宅改修給付券  
 ③請求書  
 ④施工確認書



完了届等提出後、約 1 か月後に委託通知書に記載してある公費負担金額をお振込みします。

【 地域包括支援センター 一覧 】

名称（所在地）	電話番号	担当地域
第2育秀苑（羽沢2-8-16）	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
桜台（桜台1-22-9）	5946-2311	桜台
豊玉（豊玉南3-9-13）	3993-1450	中村、中村南、豊玉中、豊玉南
練馬（練馬2-24-3）	5984-1706	向山、練馬
練馬区役所（豊玉北6-12-1）	5946-2544	豊玉上、豊玉北
中村橋（貫井1-9-1）	3577-8815	貫井、中村北
北町（北町2-26-1）	3937-5577	錦、北町1～5、平和台
練馬キングス・ガーデン （早宮2-10-22）	5399-5347	氷川台、早宮
田柄（田柄4-12-10）	3825-2590	北町6～8、田柄1～4
練馬高松園（高松2-9-3）	3926-7871	春日町、高松1～3
光が丘（光が丘2-9-6）	5968-4035	田柄5、光が丘1～5
高松（高松6-3-24）	5372-6064	高松4～6、土支田2・3、光が丘6・7
第3育秀苑（土支田1-31-5）	6904-0192	旭町、土支田1・4
練馬ゆめの木（大泉町2-17-1）	3923-0269	谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2・
高野台（高野台1-7-29）	5372-6300	富士見台、高野台1・2、南田中1～3
石神井（石神井町3-30-26）	5923-1250	石神井町1・3～8、石神井台1・3
フローラ石神井公園 （下石神井3-6-13）	3996-0330	南田中4・5、下石神井1～6
第二光陽苑（関町北5-7-22）	5991-9919	石神井台2・5～8、関町東2、 関町北4・5
関町（関町南4-9-28）	3928-5222	関町北1～3、関町南2・3・4、立野町
上石神井（上石神井1-6-16）	3928-8621	上石神井1～4、関町東1、関町南1、 上石神井南町、石神井台4
やすらぎミラージュ （大泉町4-24-7）	5905-1190	大泉町
大泉北（大泉学園町4-21-1）	3924-2006	大泉学園町4～9
大泉学園（大泉学園町2-20-21）	5933-0156	大泉学園町1～3、東大泉1～4
南大泉（南大泉5-26-19）	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
大泉（東大泉1-29-1）	5387-2751	東大泉5～7、南大泉1～4

【事業に関するお問い合わせ】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区福祉部介護保険課給付係 ☎ 03-5984-4591（直通）